

Welcome JERCO Salon 番外編

インボイス制度、すでに登録申請は始まっていますよ…

日程

4月7日 (木)

時間

13:30～15:15

形式 ハイブリッド

会費 無料

知ってましたか?!

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。

今回は財務省・国税庁の職員を講師にお招きし、詳しく解説していただきます!

経営者は勿論、経理ご担当者も受講いただければ幸いです。

場所 リアル参加

ジェルコ本部 会議室 (10名限定)

東京都中央区八丁堀1-3-2 佐藤ビル3F

オンライン参加

どこからでもご参加いただけます



インボイス制度 説明会

13:30 インボイス制度の説明

14:30 質疑応答

14:40 改正電子帳簿保存法の説明

15:00 質疑応答

15:15 終了



インボイス制度
なんて聞いたこ
とないなあ…

インボイスといっても
何から準備すれ
ば良いの…

たとえば…

こうした疑問に
お答えします!

インボイスって
決まった様式で作らなきゃ
いけないの…?

小売業
Aさん

毎月引落しだから
請求書ももらっていない
んだけど…?

卸売業
Bさん

講師:

財務省・国税局 職員

お申込みこちらから

<https://forms.gle/p4u43NFdAX4qnVd77>



※お申込みされると、オンライン受講希望者には、セミナー前にZoomの招待案内をメールにて送付します。